

消費税の引上げ、 軽減税率制度導入に備える実務対策セミナー

～ 消費税と軽減税率制度・インボイス制度まで ～

令和元年 10月1日、いよいよ 消費税率が10%へ引上げられます。
飲食料品などの品目が『軽減税率制度』の対象となるため、その消費税率は8%となります。
『軽減税率制度』は、全ての事業者の皆さまが、必ず影響を受けることになります。

贈答用の食品
接客用の茶菓 など
8%

材料費、外注費
飲食接待費 など
10%

支払先からの請求書・領収書は 「8%・10%」を区分して帳簿に記載する必要があります。
また
発行する請求書・領収書も 「8%・10%」を区分して記載する必要があります。

常に **税区分を意識して記帳すること**になります。



令和5年10月1日からは、

さらに新制度【 **適格請求書等保存方式＝インボイス制度** 】がスタートします。

【 **キャッシュレス・消費者還元事業** 】も十分理解しておく必要があります。

(実施期間：令和元年10月1日～令和2年6月30日)



大きな制度の改正内容を知ることが、これからの記帳・申告等に必要となります。
是非、この機会に多くの方のご参加を戴きますよう、ご案内申し上げます。

- 日 時 令和元年 **9月 19日(木)** 19:00～21:00
- 場 所 木曾岬町商工会 研修室
- 講 師 **税理士 伊藤 智哉氏** 桑名市長島町間々
- 内 容 **消費税と軽減税率制度、インボイス制度**
・経理処理 ・事業者が準備しておくこと など
- 申 込 み 下記の申込書により、9月12日(木)までに FAX して下さい



消費税軽減税率対応窓口相談等事業

木曾岬町商工会

消費税実務対策セミナーに 下記のとおり参加いたします

FAX 68-4540

事業所名	氏 名	電話番号	備考

